



本 所

〒286-0013 千葉県成田市美郷台三丁目16番地6

ホームページアドレス <https://www.ja-narita.or.jp>

総務課 0476-22-6711 監査室 0476-22-6807

経理課 0476-22-6739 共済課 0476-22-6713

金融課 0476-22-6715 共済普及課 0476-22-6714

金融専門課 0476-22-6796 本所内FAX 0476-22-6718

JAくらしの相談センター（本所1F）

生活課 0476-23-0091 金融専門課（資産管理） 0476-22-6716

F A X 0476-22-6931 ローンセンター 0476-24-2926

公 津 支 所 〒286-0004 成田市宗吾三丁目470番地1 電話0476-26-9121

久 住 支 所 〒286-0819 成田市久住中央一丁目6番地1 電話0476-36-1101

遠 山 支 所 〒286-0127 成田市小菅1417番地1 電話0476-35-0511

中 央 支 所 〒286-0013 成田市美郷台三丁目16番地6 電話0476-22-6712

酒々井 支 所 〒285-0927 酒々井町酒々井1670番地1 電話043-496-0291

営農部

営農指導課 〒286-0844 成田市宝田912番地1 電話0476-22-6717

購買課 〒286-0844 成田市宝田912番地1 電話0476-20-1971

加工販売課 〒286-0101 成田市十余三68番地161 電話0476-36-1341

園芸課 〒286-0101 成田市十余三68番地161 電話0476-36-1541

燃料事業所

NACS酒々井・LPG 〒285-0921 酒々井町中川104番地2 電話043-496-2036

農産物直売所酒々井店 〒285-0927 酒々井町酒々井1677番地 電話043-496-1000

農産物直売所宝田店 〒286-0844 成田市宝田912番地1 電話0476-24-8611

農業機械事業所

宝田農機センター 〒286-0844 成田市宝田912番地1 電話0476-22-3815

十余三農機センター 〒286-0101 成田市十余三68番地45 電話0476-36-1546

酒々井農機センター 〒285-0921 酒々井町中川104番地2 電話043-496-9687

ケアセンター美郷 〒286-0013 成田市美郷台一丁目15番地10 電話0476-23-7711



令和6年度

第59回通常総代会

令和5年度事業報告／令和6年度事業計画



成田市農業協同組合

総代の皆様 総代会には本書を忘れずにお持ちください

日時／令和6年3月29日(金)
午前9時30分
会場／成田国際文化会館

令和6年度 第59回 通常総代会次第

1. 開 会
2. 組 合 長 挨 捶
3. 来 賓 挨 捶
4. 議 長 選 任
5. 書 記 指 名
6. 議 案 審 議
(第1号議案～第6号議案)

7. 閉 会

J A 紹 領

わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帶等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、私たちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. JAへの積極的な参加と連帶によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

みんなの役割

■ 組合員の役割

1. 組織の役員や世話係には、すすんで協力します。
2. 組合の施設は、自分のものと同様に大切にします。
3. みんなで決めた申し合わせには従います。
4. 会合には遅れず出席し、みんなの時間をむだにしません。
5. 協同の力で、仲間同士助け合います。
6. 組合のあらゆる問題についてすすんで発言し、建設的に提言します。
7. 家族ぐるみで組合事業に参加し、積極的に利用します。
8. 生産組合組織や業種組織の活動にすすんで参加し、組織を強化します。
9. 研修会や講習会にはすすんで出席し、共同意識を培います。
10. 仲間づくりにつとめ、協同の輪を広げます。

■ 役員の役割

1. 組合員の意志を尊重し、常に組合員の組合として運営されるよう力を尽くします。
2. 組合員組織の自主性を尊重し、組織相互間の摩擦を除き、協調をはかります。
3. 組合員に組合の方針、計画を適切に伝えます。
4. 誠実を第一とし、組合員の利益を優先します。
5. 出身地区の組合員だけでなく、組合員全体の代表として行動します。
6. 市町議会議員の兼職は原則として避け、組合運営に専念します。
7. 職員の立場を十分に尊重し、共に励まし合います。
8. 組合の事業、施設を率先して利用します。
9. 組合と競合関係にある事業には関わり合いません。
10. 会合には遅れず出席し、みんなの時間をむだにしません。

■ 職員の役割

1. 協同組合の理念をよく理解し、協同活動を推進します。
2. 組合員との対話を深め、その意志反映と、信頼関係の向上につとめます。
3. 事業の方針や内容をよく理解し、目標達成に励みます。
4. お互いの連絡と協調をよくし、正確で効率のよい仕事をします。
5. 常に研鑽につとめ、職務に必要な知識技能の向上をはかります。
6. 明るく、礼儀正しく、親切な態度で応対します。
7. 規律を守り、時間を大切にし、誠実に行動します。
8. 健康管理につとめ、意欲と責任感をもって業務に取り組みます。
9. 組合の施設を大切にし、常に整理整頓につとめます。
10. 組合の事業を率先して利用します。